主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人登石登の上告趣意(後記)は、結局事実誤認の主張に帰し刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(所論Aの手紙は論旨主張のとおりであるとしても、第一審相被告人Bの本件事実関係に関する告白についての伝聞を内容とするに過ぎないものであるから、刑訴四三五条六項にいわゆる、新たに発見された「無罪を言渡し、又は原判決で認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠」とに該当するものではない)。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

昭和二七年三月二〇日

最高裁判所第一小法廷

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

裁判長裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	沢	田	竹治	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔